

不法看板等撤去業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件名 不法看板等撤去業務委託
2. 業務目的 本業務は、市川市全域の道路等に設置された不法看板等を撤去・保管及び処分する業務、またこれに付随する業務を行うことにより、生活環境の保全及び美観・風致の維持を図ることを目的とする。
3. 委託場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市道路交通部道路管理課
4. 委託期間 契約日より令和7年3月21日

5. 業務内容

市川市全域を分割して、業務実施計画及び重点地域作業計画に基づき受託者の専用車両により巡回し、不法看板等の除却及び指導並びに保管、廃棄等次の業務を道路法（昭和27年法律第180号）第42条、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）の規定に基づき実施するものとする。

(1) 作業区域並びに除却及び指導

ア 市川市全域を北西部・北東部・行徳地区の3区域に分割し、私道を除く国道、県道、市道路管理者が管理する道路及び法定外公共物、道路の付属物（道路法第2条第2項に規定されたもの）、電柱、電話柱及び信号柱等に不法看板等が掲出又は設置されている場合は、広告掲出者に対して撤去指導並びに当該広告物の除却を行うこと。

なお、受託者からより効率的な作業を図るため市域を再分割する必要があるとの協議の申し出により委託者がこれを認める場合は、分割を変更できるものとする。

イ 看板等掲出者が指導に従い不法看板等を撤去した場合は、看板等掲出者から不法看板等撤去誓約書を徴すること。

ウ 不法看板等を速やかに撤去ができない場合は、看板等掲出者に対して指導文を発行すること。

エ 委託者と受託者が協議の上、決定した重点地域を毎月1回、重点地域作業計画に従い不法看板等を掲出又は設置しているものに対して撤去の指導並びに当該広告物の除却を行うこと。

(2) 除却及び指導の対象としないもの

ア 公職選挙法に基づき、選挙運動のため表示し、又は設置されたもの。

イ 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置されたもの。

ウ 講演会、展示会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し又は設置されたもの。

エ 政治、労働、宗教、報道その他営利目的としない活動又は行事のため、一時的に表示し、又

は設置されたもの。ただし、前各号に掲げるものであっても、表示又は設置の目的を達成しているもので、なお設置されているもの、又は法令に違反し、選挙管理委員会から撤去の要請があったものは除却すること。

(3) 除却広告物の一時保管及び返却

ア 除却した看板等（以下「保管物」という。）は、受託者が管理する建物内又はその敷地内に施設のできる保管場所を定め、作業日毎に整理整頓のうえ破損、紛失、盗難等がないように委託者が公示（告示）した日から千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号。以下「県広告条例」という。）第14条の6各号に定める期間厳重に保管すること。

なお、委託者は公示した際に、その内容を速やかに受託者に通知するものとする。

イ 保管物の引き取りの申し出があった場合、県広告条例第14条の7に規定する手続きを経た後に委託者の監督職員にて行い、県広告条例施行規則で定める受領書（第9号様式の3）と引換えに返却するものとする。

(4) 処分対象保管物の運搬及び費用

ア 前記（3）アに定める期間を経過してもなお当該保管物の引取人がないことが明らかであるときは、委託期間内の業務実施日の中で、適時市川市クリーンセンター廃棄物受入時間内において、委託者職員立会いのもと一般廃棄物として運搬し処分するものとする。ただし、廃棄し処分する保管物については県広告条例第14条の4の規定により価額を評価した結果価額が著しく低いものに限る。価額が著しく低いと判断されなかった保管物については引き続き保管し、保管から6ヶ月を経過した日もしくは委託期間を終了した日以後に委託者に引き渡すものとする。

なお、引渡し方法については委託者と受託者との協議にて決定する。

イ 保管物の運搬に当たっては、保管物が飛散流出しないようにすると共に騒音又は振動等によって生活環境に支障が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

また、石綿含有廃棄物（アスベスト含有物）が含まれていると認められた保管物は、破損しない方法により、その他の保管物と混合しないよう区分し市川市クリーンセンターの指定場所に搬入するものとする。

ウ 保管物を処分しようとする場合は、当該処分対象保管物の保管期限を確認すると共に処分する保管物を処分当日積み込み前に撮影するものとする。

エ 業務実施日の中で行う、保管物の処分に係る市川市クリーンセンターまでの運搬及び積み降ろしに係る費用並びに市川市クリーンセンターが徴収する一般廃棄物処理手数料は本業務委託の費用に含まれるものとする。

(5) 作業要員及び作業機械器具

ア 受託業務作業実施に必要な車両（2トントラック程度）及び機械器具等は受託者の負担により調達するものとする。

なお、車両1台につき従事人員は3名以上を確保するものとし必要に応じて人員を増員することについては差し支えないものとする。

イ 作業従事者は、「市川市委託看板撤去従事者」の腕章を着用すること。

ウ 道路で行う作業のため、使用する車両には「不法看板撤去作業実施中」の表示をすると共に作業中は黄色回転灯を点灯させること。

(6) 業務責任者の選任及び職務

業務責任者は、業務に係る統括的責任の職にある者を選任するものとし、選任された者は受託業務の円滑な遂行管理、従事者への研修及び委託者への報告、連絡並びに受託業務実施の調整等を行なうと共に業務遂行上において生じた問題や事故等の解決に当たるものとする。

(7) 受託業務使用車両等の運転者（操作者）の選任及び資格等

ア 当該受託業務に使用する車両等機械器具を操作、運転する者は、道路交通法等に基づく使用車両等機械器具の操作、運転資格を有する免許証を受けた者で、当該免許を受けていた期間（免許の効力を停止されていた期間は除く。）が3年以上の者とする。

イ 道路交通法第88条第1項各号に該当しない者とする。

6. 添付資料

- 別紙1 不法看板等撤去作業日誌
- 別紙2 不法看板等除却作業報告書
- 別紙3 不法看板等除却作業報告内訳書
- 別紙4 不法看板等撤去誓約書
- 別紙5 不法看板等除却作業実績表
- 別紙6 指導文（看板等撤去・移動のお願い）
- 別紙7 千葉県屋外広告物条例施行規則第九号様式の二（保管物件一覧簿）
- 別紙8 業務研修報告書
- 別紙9 区画割図
 - 9-1（北西部）
 - 9-2（北東部）
 - 9-3（行徳地区）
- 別紙10 完了届

7. 業務実施日・保管物処理量及び業務時間

(1) 業務実施日

委託期間内において101日とする。

ただし、毎月2回土曜日（半日4時間若しくは一日8時間の作業別は問わない。）の作業を業務実施計画に盛り込むものとし、年間を通じて特定の区域に偏ることなく配分して実施すると共に保管物の保管期限が契約期間終了日となるよう業務実施最終日を計画すること。

なお、委託者及び受託者が協議のうえやむを得ず業務実施日を変更する場合は、業務実施日に変更が生じない範囲で変更できるものとする。

また、除却及び指導等の業務については総価契約とする。

(2) 保管物処理量

委託期間内において1, 815キログラムを予定数量とする。

なお、市川市クリーンセンターにおける保管物処理費については20円/kg(税別)とし、その処分量に応じた単価契約とする。

(3) 業務時間

原則、午前8時から午後5時までの間において8時間を確保すること。なお、緊急に作業を実施する場合は作業時間を記録し、延べ8時間を1日とすること。

(4) その他

業務日数及び業務時間について、不慮な出来事により、委託者及び受託者の協議のうえ、作業が困難と判断した場合、業務日数及び業務時間を変更できるものとする。

8. 提出書類及び報告書(成果品)

(1) 提出書類

受託者は、業務の実施にあたり契約締結後又は委託期間開始日までに次に示す書類を委託者に提出するものとする。

なお、次のうち「重点地域業務実施計画書」については業務実施開始日までに提出するものとする。ただし、「業務実施計画書」に明記し加えた場合は、当該「業務実施計画書」をもって提出したものと見做すものとする。

また、変更があった場合は、業務従事前に変更のあった書類を提出するものとする。

ア 着手届

イ 業務責任者等選任届

ウ 運転者免許証の写し

エ 使用車両車検証、自賠責保険証、自動車保険証(任意)の写し

オ 業務実施計画書

カ 重点地域業務実施計画書

キ 業務研修報告書

(2) 報告書(成果品)

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる報告書(成果品)を表1の各期の作業完了日後、作業完了月の翌月10日までに委託者に提出するものとする。ただし、第4期については、委託期間終了日までに提出するものとする。

表1.

第1期	第2期	第3期	第4期
5、6月	7、8、9月	10、11、12月	1、2、3月

ア 不法看板等撤去作業日誌(別紙1)

作業実施日毎に作成するものとする。なお、記載事項のうち除却物の内容は、種類別に記載

し 1. はり紙、2. はり札、3. 立看板、4. のぼり、については掲出主別の枚数と総数、
5. その他についてはその他の看板等の設置者別の数量と総数、総数欄は除却物の総数、6.
廃棄処分欄については当該日に廃棄処分を行なった場合に、廃棄した種類と数量及び廃棄処分
した重量（市川市クリーンセンターの計量票の正味重量）を記載する。

また、指導文欄には指導文発行枚数、誓約書欄には不法広告物撤去誓約書回収枚数、返還欄
には受領書（第9号様式の3）発行枚数を記載する。

イ 不法看板等除却作業報告書（別紙2）

不法看板等撤去作業日誌（別紙1）を基に、期毎に作成するものとし、各記載項目の作業実
施月毎に延べ数量を記載する。

なお、2. 作業内容のうち廃棄処分については、当該期において廃棄処分を行なった日毎、種
類別に延べ数量及び処分総重量を記載し、除却物保管状況並びに処分保管物の写真を紙書面によ
り市川市クリーンセンターの計量票の写しと共に提出する。

ウ 不法看板等除却作業報告内訳書（別紙3）

作業月毎に作成するものとし、作業実施日毎に日数及び日額並びに当該月の請求額を記載す
る。

エ 不法看板等撤去誓約書（別紙4）

不法看板等の掲出主が所定の期日までに撤去を確約した場合に、当該誓約書を掲出主から回
収したもの。

オ 不法看板等除却作業実績表（別紙5）

委託期間の全作業完了後に作成するものとし、作業月毎に作業実施日数、種別除却延べ数
量、廃棄処分数量及び指導等数量を記載するものとする。

カ 作業状況写真及び除却物保管状況写真

毎月末に原則撮影するものとする。

なお、写真撮影に際しては、黒板（あるいはホワイトボード）等に撮影年月日を明記すると
ともに、撮影場所が判別できる背景を写し入れるものとする。

キ 指導文（看板等撤去・移動のお願い）（別紙6）

除却及び指導作業において発行した、指導文の保管用であること。

ク 業務完了報告書（市指定書式）

期毎に作成するものとし、当該書式には1. 業務名、2. 施行場所、3. 契約年月日、4. 支
払期委託金額、5. 支払期業務期間、6. 支払期業務期間における完了年月日、7. 作業報告を記載
したもの。

ケ 不法看板等指導実績一覧表（受託者任意書式）

作業月毎に実施日、対象物件別に一覧表として作成するものとし、指導文配布及び口頭指導
作業を行ったことについて看板等掲出者の事業所名又は氏名、所在地、不法看板等の種類、指導内
容（指導文、口頭指導等）、実施日を記載したもの。なお、委託者から照会があった場合には適
時報告するものとする。

コ 業務実施道路網図

市川市全域を北西部・北東部・行徳地区の3区域に分割した図（変更があった場合は、変更
後の図）を基に、巡回作業した道路（路線）を実施日が判別できるよう着色若しくは他の方法
により表示したもの。

なお、作成は作業日毎又は一ヶ月単位を一枚で作成することについて何れでも差し支えないものとする。

(3) 千葉県屋外広告物条例施行規則第九号様式の二（保管物件一覧簿）(別紙7)

屋外広告物法第7条第4項に基づき除却した看板等の保管について、作業実施日毎に記録・作成するものとし、委託者が指定する電子メールアドレスに電子メールにより委託者の監督職員に都度当日若しくは翌日送付すること。

(4) 業務研修報告書（別紙8）

当該計画研修が実施された場合又は変更して実施された場合は、実施日の属する期の実績報告の際に、実施実績として本報告書を委託者に提出するものとする。

(5) 完了届（市指定書式）（別紙10）

委託業務終了後、速やかに作成し、当該書式には1. 業務名、2. 施行場所、3. 契約年月日、4. 委託金額5. 業務期間、6. 完了年月日、を記載したものを委託期間 終了日までに提出すること。

9. その他

(1) 業務の実施にあたっては広告掲出者等関係者や市民とのトラブルを起こさないよう、態度や言動に注意すること。なお、トラブルが生じたときは、速やかに委託者に報告し協議すること。

(2) 受託業務に関し、従事者に本仕様書業務内容を熟知させるため、業務責任者又は業務責任者が指名する者を講師として、業務開始日以前（従事者の変更等があった場合を含む。）に1回以上及び四半期毎に適時研修を実施するものとする。なお、委託者は研修に 対して資料の提供等援助できるものとする。

(3) 業務にあたっては車両及び歩行者等の通行に十分注意を払い、事故防止を図ること。

(4) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(5) 受託者は、業務の履行に伴って事故等が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

(6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(7) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- (8) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (10) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。
- (11) 受託者は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、契約約款別記2「情報セキュリティ取扱い特記事項」を遵守しなければならない。

不法看板等撤去作業日誌

作業日			天気	作業時間	当年度の番号
作業地区			作業車両	号車	
				ナンバー	
				走行距離	
				台数	
重点地域	①	②	③		
従事者	指導員		運転手		作業員
撤去物の総数		枚			
1. はり紙		計	枚	3. 立看板	
掲示の内容	電話番号	数量	掲示の内容	電話番号	数量
2. はり札		計	枚	4. のぼり	
掲示の内容	電話番号	数量	掲示の内容	電話番号	数量
5. その他		計	枚	6. 廃棄処分	
掲示の内容	電話番号	数量	処分品種別	数量	重量
		合計			
指導等	口頭指導	指導文	誓約書	返還	連絡事項
	件	件	件	件	

不法看板等除却作業報告書

令和 年 月 日

市川市長

受託者

令和 年 月分の作業実施状況について下記のとおり報告致します。

記

1. 作業状況

① 作業日数	日 (月 日 / 月 日 / 月 日)
② 作業車両	台 (月 台 / 月 台 / 月 台)
③ 作業人員	人 (月 人 / 月 人 / 月 人)

2. 作業内容

(1) 除却

① はり紙	枚 (月 枚 / 月 枚 / 月 枚)
② はり札	枚 (月 枚 / 月 枚 / 月 枚)
③ 立看板	枚 (月 枚 / 月 枚 / 月 枚)
④ のぼり	枚 (月 枚 / 月 枚 / 月 枚)
⑤ その他	枚 (月 枚 / 月 枚 / 月 枚)
合計	枚 (月 枚 / 月 枚 / 月 枚)

(2) 指導等

① 口頭指導	件 (月 件 / 月 件 / 月 件)
② 指導文配布	件 (月 件 / 月 件 / 月 件)
③ 誓約書回収	件 (月 件 / 月 件 / 月 件)
④ 返還	件 (月 件 / 月 件 / 月 件)

(3) 廃棄処分

廃棄処分日	① はり紙	② はり札	③ 立看板	④ のぼり	⑤ その他	⑥ 処分重量
	枚	枚	枚	枚	枚	kg
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
合計	枚	枚	枚	枚	枚	kg

不法看板等除却作業報告内訳書

令和 年 月 分

日	曜	作業状況 (単位:日)	金額	日	曜	作業状況 (単位:日)	金額
1				18			
2				19			
3				20			
4				21			
5				22			
6				23			
7				24			
8				25			
9				26			
10				27			
11				28			
12				29			
13				30			
14				31			
15				円 × 日 = 円			
16							
17							

不法看板等撤去誓約書

市川市長

令和 年 月 日に市川市道路管理者より指示のあった、道路不法看板等 $\left[\text{看板} \cdot \text{のぼり} \cdot \text{商品} \cdot \text{その他} (\quad) \right]$ につきましては、令和 年 月 日までに道路上より撤去することを約束いたします。

尚、今後道路上に当物件を出さないことも併せて確約いたします。

令和 年 月 日

店 名 _____

代表者氏名 _____ (印)

住 所 _____

電話番号 _____

令和 年度 不法看板等除却作業実績表

除却

月	作業日数	はり紙	はり札	立看板	のぼり	その他	合計
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
合計							

廃棄処分

月	はり紙	はり札	立看板	のぼり	その他	処分重量
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
合計						

指導等

月	口頭指導	指導文配布	誓約書回収	返還
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
合計				

看板等撤去・移動のお願い

道路上（歩道・側溝を含む）への広告看板等の設置は法令で禁止されています。これらを設置することにより、歩行者がつまずく怪我や車両事故を引き起こす原因となります。

この度、以下の物件が道路上に設置されていることが確認されましたので、今後撤去もしくは敷地内へ移動していただきますようご協力お願いします。

◎対象となる物件

〔 看板 ・ 電飾看板 ・ のぼり ・ 商品 ・ その他（ ） 〕

令和 年 月 日

市川市役所 道路管理課

占有担当

TEL 047-712-6345

別紙7

第九号様式の二(県条例規則第十六条第二項)

(千葉県屋外広告物条例施行規則第十六条第二項)

整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日	保管を始めた年月日	保管の場所	備 考
	名称又は種類	数量					

別紙8

市川市長

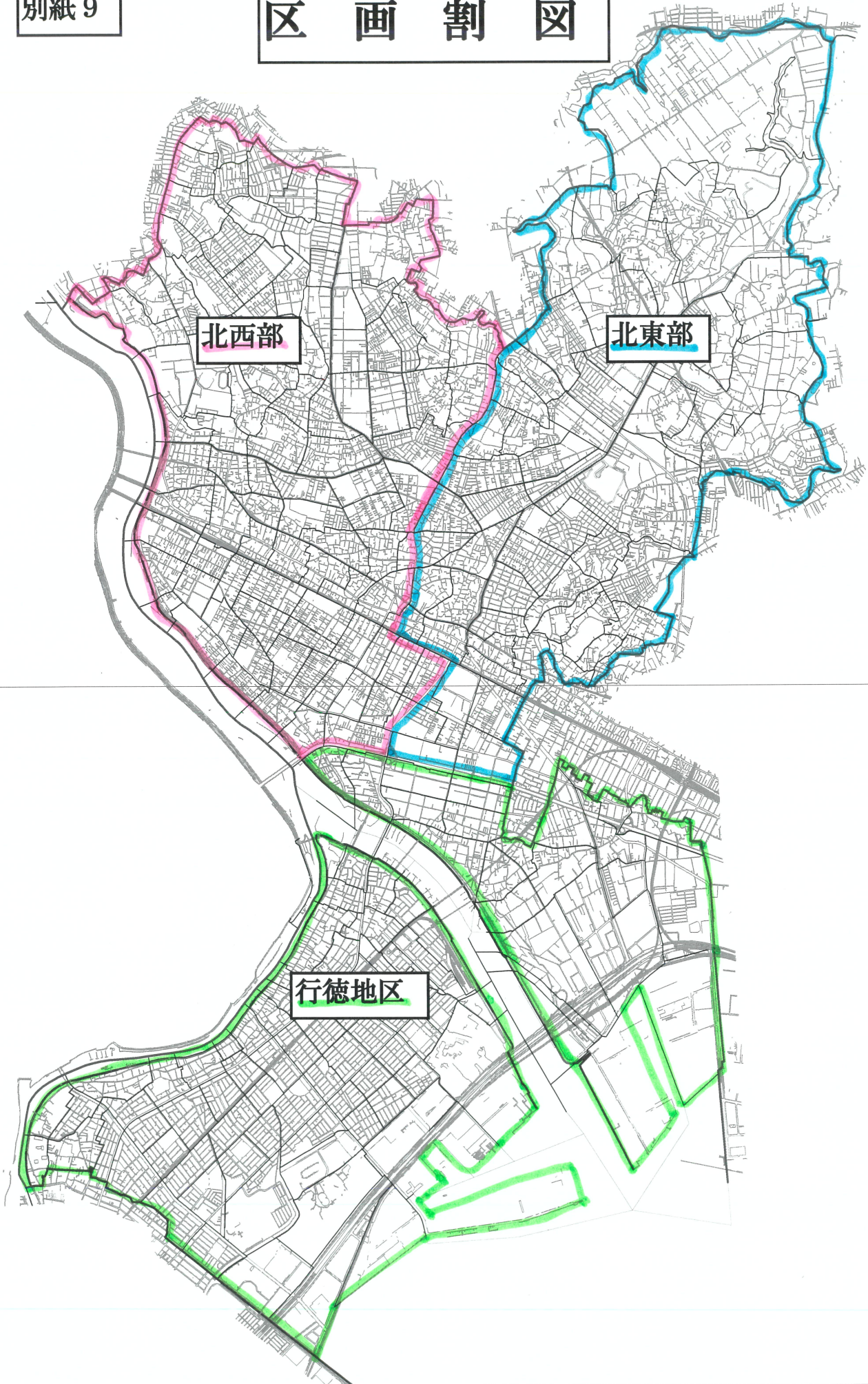
業務研修報告書

報告者

○ 次のとおり、受託業務に係る従事者研修の(計画 / 実施実績)を報告します。

No.	実施(予定)日	研修時間	講師名	受講者名	研修内容
記入例	令和00年0月00日	xx:xx~xx:xx	○○○○○	①XXXXXXXXXX ②XXXXXXXXXX ③XXXXXXXXXX	・簡易除却対象掲示(広告)物について。 ・除却の方法等について。 ・除却物の記録について。 ・除却物の保管及び返却等について。 ・保管期間経過後の廃棄について。 ・作業上の安全確保について。
1					
2					
3					
4					
5					

区画割図



完了届

令和 年 月 日

市川市長

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日

令和 年 月 日

4. 委託金額

円

(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 完了年月日

令和 年 月 日